

個別指定基準の考え方

《客観的でわかりやすい基準》

第1 基本要件

- 認定基準 (2)～(8)のいずれも満たすこと。
- (2) 活動対象が主に公益
- (3) 運営組織及び経理が適切
- (4) 事業活動内容が適正
- (5) 情報公開が適切
- (6) 事業報告書等を提出
- (7) 法令違反等がない
- (8) 設立から1年超経過

認定に向けての基本的要件であり支援者、納税者に対する責任として充足。

第2 公益性要件

- 実績判定期間を2事業年度とし、次のいずれも満たすこと。
- (1) 公益性要件
(PST基準を軽減)
いずれかを満たす。
 - ア 相対値基準の ○ %
 - イ 絶対値基準の ○ %
- (2) 公益性を向上させる要件
いずれも満たす。
 - ア 道民からの認知
 - イ 他の主体との協働
 - ウ 活動を支える組織の成熟

基準設定方針、検討事項

- ・ PST基準を軽減した要件のみでは、条例による法の上書き → ×
- ・ 他の要件もあって、総合的に判断する場合のPST基準軽減 → ○

- (1) PST基準の軽減
道内NPO法人の現状では、PST基準を満たすことは相当困難。
他の基準と合わせて総合的に判断することができるようPST基準を軽減。
ア、イのいずれかを満たすことを求める。

● 検討：軽減率の設定と理由

- (2) 公益性を向上させる要件と総合化
一定の努力によってPST基準充足につながるような要件を加えることとし、ア～ウをいずれも満たすことを求める。

● 検討：PST基準充足につながるよう具体化

認定NPO法人をめざす道筋

1 認定基準

相対値基準
又は
絶対値基準

活動、運営、経
理等の基準
(2)～(8)

認定

2 「仮認定」を受けて

活動、運営、経
理等の基準
(2)～(8)
(9)(10)

仮認定

3年限り
1回限り

仮認定NPO

《効果》
(個人)寄附者の所得
税、住民税控除
(法人)特別損金算入
限度額の設定

○ 比較的高い。

相対値基準
又は
絶対値基準

× PST基準のクリアは
厳しい。

認定

3 「条例個別指定」を受けて

条例個別指定

自治体が
要件設定

《効果》
(個人)寄附者の住民
税控除

× 比較的低い。

活動、運営、経
理等の基準
(2)～(8)

認定

○ PST基準は
既にクリア

認定NPO法人